

# 保育料の算定方法について

## 1. 算定方法について

- お子さんの4月1日時点の年齢（年度途中で誕生日を迎えても変わりません。）に基づき、父母の市町村民税額の合算で令和3年度 鶴岡市保育料表のとおり決定します。
- 4～8月分の保育料は、令和2年度の市町村民税額で決定し、9月以降の保育料は、令和3年度の市町村民税額で決定します。このため、階層区分に変更がある場合は、9月以降の保育料が変更となります。  
※転居や婚姻等による世帯員の変更または修正申告等により市町村民税額に変更があった場合は、保育料が変更になる場合がありますので、「入所児童世帯等変更届」を園または入所担当課にご提出ください。
- 年少扶養控除、16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の控除、住宅取得控除、寄附控除（ふるさと納税等）、配当控除、電子申請控除等の税額控除は、保育料算定の対象とならないため、控除前の税額で算定します。

## 2. 保育料無償化について

- 1号認定と2号認定の保育料無償化について  
1号認定は全てのお子さんの保育料が、2号認定は3歳児（クラス）以上の保育料が無償化の対象となります。
- 3号認定の保育料無償化について  
0～2歳児は市町村民税非課税世帯の保育料が無償となります。年度途中で誕生日を迎え3歳となっても無償化とならず、翌年度の4月からの保育料が無償化となります。
- 副食費の徴収と免除について  
1号認定と2号認定の3歳児以上のお子さんの副食費は原則徴収となりますが、免除の階層区分（保育料表参照）等に該当する場合、副食費が免除となります。免除対象となる場合に限り、「副食費の免除のお知らせ」を送付（同封）いたします。9月からの副食費の免除は、令和3年度の市町村民税額で再判定します。また、副食費が徴収区分であっても、年度当初18歳未満のお子さんを3人以上養育している場合、3人目以降のお子さんの副食費は免除となります。
- 無償化対象外について  
園が定める延長保育料や通園バス料金、行事費等は無償化対象外となります。また、主食費と副食費も原則無償化の対象外となりますが、副食費は免除となる場合があります。

### 《お問い合わせ》

鶴岡市役所 子育て推進課 Tel. 0235-25-2111 内線 148、149、166 榎引庁舎 市民福祉課 Tel. 0235-57-2116 直通  
 藤島庁舎 市民福祉課 Tel. 0235-64-5810 直通 朝日庁舎 市民福祉課 Tel. 0235-53-2115 直通  
 羽黒庁舎 市民福祉課 Tel. 0235-26-8774 直通 温海庁舎 市民福祉課 Tel. 0235-43-4613 直通

## 令和3年度 鶴岡市保育料表（1号認定）

適用日：令和3年4月1日

世帯の階層区分		保育料月額	副食費の徴収		
生活保護世帯等		A	0円	免除	
市町村民税非課税の母子・父子・障害者世帯		B1	0円	免除	
市町村民税非課税世帯		B2	0円	免除	
市町村民税 所得割額	1円以上～ 77,101円未満	母子・父子・障害者世帯	C	0円	免除
		母子・父子・障害者世帯以外	D1	0円	免除
	77,101円以上～211,201円未満		D2	0円	●徴収
	211,201円以上		D3	0円	●徴収

- (注) 1. 父母以外の児童の直系家族が生計中心者である場合、その生計中心者の税額で副食費免除判定をする場合があります。
2. 年度当初18歳未満のお子さんを3人以上養育している場合、申請により3人目以降のお子さんの副食費は免除になります。

2・3号認定の保育料表は裏面に記載

# 令和3年度 鶴岡市保育料表（2・3号認定）

適用日：令和3年4月1日

世帯の階層区分		認定	保育料月額			副食費の徴収		
			0歳児	1・2歳児	3歳児以上	3歳児以上		
生活保護世帯等	A	標準	0円	0円	0円	免除		
		短時間	0円	0円	0円	免除		
市町村民税非課税の 母子・父子・障害者世帯	B1	標準	0円	0円	0円	免除		
		短時間	0円	0円	0円	免除		
市町村民税非課税世帯	B2	標準	0円	0円	0円	免除		
		短時間	0円	0円	0円	免除		
市町村民税均等割のみ課税の 母子・父子・障害者世帯	B3	標準	8,500円	7,500円	0円	免除		
		短時間	8,000円	7,000円	0円	免除		
市町村民税均等割のみ課税世帯	B4	標準	17,000円	16,000円	0円	免除		
		短時間	16,500円	15,500円	0円	免除		
市町村民税所得割額	1円以上～ 48,600円未満	母子・父子・障害者 世帯	C1	標準	9,000円	8,000円	0円	免除
				短時間	8,500円	7,500円	0円	免除
	母子・父子・障害者 世帯以外	D1	標準	18,500円	17,500円	0円	免除	
			短時間	18,000円	17,000円	0円	免除	
	48,600円以上～ 57,700円未満	母子・父子・障害者 世帯	C2	標準	9,000円	8,000円	0円	免除
				短時間	8,500円	7,500円	0円	免除
	母子・父子・障害者 世帯以外	D21	標準	23,000円	22,000円	0円	免除	
			短時間	22,500円	21,500円	0円	免除	
	57,700円以上～ 70,000円未満	母子・父子・障害者 世帯	C2	標準	9,000円	8,000円	0円	免除
				短時間	8,500円	7,500円	0円	免除
	母子・父子・障害者 世帯以外	D22	標準	23,000円	22,000円	0円	●徴収	
			短時間	22,500円	21,500円	0円	●徴収	
	70,000円以上～ 77,101円未満	母子・父子・障害者 世帯	C3	標準	9,000円	8,000円	0円	免除
				短時間	8,500円	7,500円	0円	免除
	母子・父子・障害者 世帯以外	D3	標準	30,000円	27,000円	0円	●徴収	
			短時間	29,000円	26,500円	0円	●徴収	
	77,101円以上～97,000円未満	D3	標準	30,000円	27,000円	0円	●徴収	
			短時間	29,000円	26,500円	0円	●徴収	
	97,000円以上～169,000円未満	D4	標準	38,000円	35,000円	0円	●徴収	
			短時間	37,000円	34,000円	0円	●徴収	
169,000円以上～250,000円未満	D5	標準	46,000円	43,000円	0円	●徴収		
		短時間	45,000円	42,000円	0円	●徴収		
250,000円以上～301,000円未満	D6	標準	52,000円	47,000円	0円	●徴収		
		短時間	51,000円	46,000円	0円	●徴収		
301,000円以上	D7	標準	58,000円	52,000円	0円	●徴収		
		短時間	57,000円	51,000円	0円	●徴収		

(注)

1. 父母以外の児童の直系家族が生計中心者である場合、その生計中心者の税額で保育料算定と副食費免除判定をする場合があります。
2. 兄弟姉妹で2人以上同時在園している場合の0～2歳児の保育料は2人目が半額、3人目以降は無料となり、小学校入園前の兄弟が幼稚園や障害児通所施設等に入園している場合も同様です（市への届出が必要な場合があります）。
3. 年度当初18歳未満のお子さんを3人以上養育している場合、申請により3人目以降のお子さんの0～2歳児の保育料が無料、3歳児以上の副食費は免除になります。
4. 2・3号認定のB3階層、C1～3の各階層（市町村民税所得割額77,101円未満の母子・父子・障害者世帯）では、年度当初18歳未満のお子さんがある場合、そのお子さんを第1子とし、2人目以降の0～2歳児の保育料が無料になります。
5. 2・3号認定は市町村民税所得割額57,700円未満の世帯について、年度当初18歳未満のお子さんがある場合、そのお子さんを第1子とし、0～2歳児の保育料は2人目半額、3人目以降無料になります。